

## 埋蔵文化財発掘調査における配達軽油の単価供給契約に係る一般競争入札公告

山梨県立考古博物館が発注する埋蔵文化財発掘調査における配達軽油の単価供給契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年4月15日

山梨県立考古博物館 副館長 谷口 順一

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称  
軽油(配達)
- (2) 調達をする物品の品質の数量及び品質(規格)  
入札説明書及び仕様書に定める内容であること
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日(水)まで  
(各発掘現場の最終作業日を納入期限とする)
- (4) 納品場所 各発掘現場指定箇所 仕様書内に記載の所在地(詳細は決定後通知する)

### 2 一般競争入札の参加資格

次に挙げる要件の全てを満たす者であること

- (1) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号。以下「告示」という。)の二に定める競争入札に参加することができる者であること。地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (2) 告示に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。  
※ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の問合せ先  
山梨県出納局管理課 電話番号055-223-1395
- (3) 資格者名簿における認定種目のうち「石油製品」に係る登録を受けている者であること。
- (4) 山梨県内に本店又は支店を有すること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている

- る者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方税の滞納がない者であること。
- (8) この公告に示した業務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。

### 3 入札参加のための手続き

この一般競争入札に参加を希望する者は、以下の書類を公告の日から令和8年4月22日（水）午後4時までに14(3)の照会先において入札説明書の交付を受けること。なお、入札説明書の交付を希望する場合は必ず電話連絡をしたうえで、紙またはメールのどちらの交付を希望するかの旨を担当に伝えること。

### 4 入札参加資格確認書の提出方法

この公告の日から令和8年4月22日（水）午後4時までに14(3)の場所に持参すること

### 5 入札及び開札の日時及び場所

令和8年4月24日（金） 午前10時00分  
風土記の丘研修センター 研修室（甲府市下向山町1271番地）

### 6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号、以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 8 落札者の決定方法

この公告に示した委託を履行できると契約担当者が認めた入札であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者

により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9 最低制限価格の有無

無

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額を納付するものとする。ただし、規則109条の2の規定に該当する場合はこれを免除する。また、規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する

12 前払金の有無

無

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、考古博物館は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 落札した者は、山梨県立考古博物館との間において、契約書を締結する。

(3) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

山梨県立考古博物館 総務課

〒400-1508 甲府市下曾根町923 電話055-266-3881

FAX 055-266-3882

電子メールアドレス kouko-hak@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 詳細は、入札説明書による。